## 排水設備計画確認申請手続きフロー

工事の依頼

↓

公共下水道供用開始
区域の確認

↓

申請地等の現況調査

↓

申請者と排水設備
指定工事業者との契約

↓

「排水設備計画確認申請書」等の作成

↓

〔公共汚水ますの設置を必要とする場合
（市に施工を依頼する場合）〕

↓

排水設備計画確認申請書とともに提出

「公共汚水ます設置申請書」
3-1 の提出

↓

（下水道工務課 決裁）

↓

（工事の設計・公共汚水ます設置工事の発注）

↓

（工事着手）

↓

（工事完了）

※工事の申請から完了まで
3か月程度（国道，県道は除く）

「排水設備計画確認
申請書」1-1 の提出

↓

（給排水課 決裁）

↓

排水設備計画確認
決定通知書の発行

〔水洗便所改造資金借入金を申込む場合〕

↓

排水設備計画確認申請書とともに提出

「水洗便所改造資金借入
申請書」4-1 の提出

↓

（料金課 決裁）

↓

水洗便所改造資金貸付決定
通知書の発行

排水設備工事の着手

〔・水洗便所改造工事着手届〕

工事完了

↓

排水設備工事完了
検査の申し込み

〔・排水設備工事検査願
・排水設備工事完了届
・公共下水道使用開始・再開届
・竣工図面
（貸付を申込の場合は以下の書類も）
・水洗便所改造工事完成届〕

↓

排水設備完了検査の実施

↓

排水設備検査済証の交付 → [申請人が提出]

〔・水洗便所改造資金貸付償還金
預金口座振替依頼書
・口座振替払申出書
・水洗便所改造資金貸付借用書〕

↓

公共下水道使用料の賦課

↓

水洗便所改造資金貸付金の振込み

↓

水洗便所改造資金貸付金の償還

---

※下水道工務課に
ご確認ください。

1. 公共汚水桝設置の受付期限
(1)県道国道以外
12月28日まで ※令和5年度
(2)県道及び国道
11月30日まで ※令和5年度
(3)上記期限が閉庁日の場合
前日の平日まで

2. 基本的な処理日数
(1)県道及び国道以外の開削工事
受付してから3か月
(2)県道及び国道の開削工事
受付してから4か月
(3)推進工事
受付してから5か月